

さんこう し りょう
参考資料

お子さんを養育されている方のために

児童手当【支給】

ない 内 容	お子さんを養育されている方に支給します。												
たい 対 象 者	中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）のお子さんを養育されている方												
し 支 給 額	養育されている方の所得及び養育されているお子さんの年齢により、支給額が異なります。 ○所得制限限度額未満の方 <table border="1"> <thead> <tr> <th>お子さんの年齢</th><th>児童手当の額 （1人当たり月額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳～3歳未満（一律）</td><td>15,000円</td></tr> <tr> <td>3歳～小学校修了前</td><td></td></tr> <tr> <td>第1子・第2子※</td><td>10,000円</td></tr> <tr> <td>第3子以降※</td><td>15,000円</td></tr> <tr> <td>中学生（一律）</td><td>10,000円</td></tr> </tbody> </table> ※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育されているお子さんのうち、3番目以降をいいます。 ○所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の方 お子さん1人当たり 月額5,000円（一律） ○所得上限限度額以上の方 令和4年10月支給分から、児童手当等は支給されません。	お子さんの年齢	児童手当の額 （1人当たり月額）	0歳～3歳未満（一律）	15,000円	3歳～小学校修了前		第1子・第2子※	10,000円	第3子以降※	15,000円	中学生（一律）	10,000円
お子さんの年齢	児童手当の額 （1人当たり月額）												
0歳～3歳未満（一律）	15,000円												
3歳～小学校修了前													
第1子・第2子※	10,000円												
第3子以降※	15,000円												
中学生（一律）	10,000円												
しん 申 請 時 期	随時（お子さんが生まれたとき、里親になったとき等）												
し 支 給 時 期	6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10～1月）												
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、お住まいの市町村に提出してください。 ▶申請書は、各市町村で配布しています。 ※公務員の場合は、勤務先に申請してください。												
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村（P. 3）にお問い合わせください。 ※公務員の場合は、勤務先にお問い合わせください。												
び 備 考	- 原則として、お子さんが日本国内に住んでいる場合に支給します（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。 - 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、お子さんと同居している方に優先的に支給します。 - 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内でお子さんを養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。 - お子さんを養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。 - お子さんが施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。												

ひとり親家庭の方のために

じ どう ふ よう て あ て
児童扶養手当【支給】

ない 内 容	ひとり親家庭のお子さん又は父若しくは母が国民年金のほぼ1級障害程度の重度障害の状態にある家庭のお子さんの心身が健やかに成長するように、その家庭の生活の安定と自立の促進のため、お子さんの父母又は父母に代わってお子さんを養育されている方に支給されます。(外国人の方も支給対象となります。)
たい 対 象 者	ひとり親家庭のお子さん(18歳の年度末まで)を監護・養育している方 ※ お子さんに中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで
し きゅう がく 支 給 額	監護・養育されている方の所得により、支給額が異なります。また、所得制限があります。 ・月額10,410円～月額44,140円 ・2人目は月額5,210円～10,420円加算、3人目以降は月額3,130円～6,250円加算(令和5年4月1日現在。物価スライドにより、支給額が変動することがあります。)
しん せい じ き 申 請 時 期	随時
し きゅう じ き 支 給 時 期	5月(3、4月分)、7月(5、6月分)、9月(7、8月分)、11月(9、10月分)、1月(11、12月分)、3月(1、2月分)
しん せい て つづき 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、お住まいの市町村に提出してください。 ▶申請書は、各市町村で配布しています。
と あわ さき 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村(P.3)にお問い合わせください。
び こう 備 考	

障害のあるお子さんのいるご家庭の方のために

とくべつ じ どう ふ よう て あて
特別児童扶養手当 【支給】
し きゅう

ない 内 よう 容	身体や精神に中程度以上の障害のあるお子さんをご家庭で養育・監護されている父又は母などに対し、支給されます。（外国人の方も支給対象となります。）
たい 対 しょう 象 しゃ 者	身体又は精神に中程度以上の障害のある20歳未満のお子さんを家庭において監護している方
し 支 きゅう 給 がく 額	1 級：月額53,700円 2 級：月額35,760円 （令和5年4月1日現在。物価スライドにより、支給額が変動することがあります。） ※ 監護・養育されている方の所得により、所得制限があります。 ※ お子さんに障害に係る年金が支給されている場合は、対象となりません。 ※ 障害児入所施設などに入所されている場合は、対象となりません。
しん 申 せい 請 じ 時 き 期	随時
し 支 きゅう 給 じ 時 き 期	8月（4～7月分）、12月（8～11月分）、4月（12～3月分）
しん 申 せい 請 て つづ 手 続 き	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、お住まいの市町村に提出してください。 ▶申請書は、各市町村で配布しています。
と 問 あわ い 合 せ さ 先	くわしくは、お住まいの市町村（P. 3）にお問い合わせください。
び 備 こう 考	

重度障害のため常時介護を必要とする20歳未満の方のために

しょうがい じ ふく し て あて し きゅう
障害児福祉手当【支給】

ない 内 容	重度の障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする方に支給します。								
たい 対 象 者	20歳未満の方で、別表のいずれかに該当する方 ただし、次のいずれかに該当する方は受給できません。 ① 障害を支給事由とする公的年金を受けることができる方 ② 児童福祉法で定める障害児入所施設などに入所されている方 ③ 本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている方 〈別表〉 1 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両上肢の全ての指を欠くもの 5 両下肢の用を全く廃したもの 6 両大腿を2分の1以上失ったもの 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの								
し 支 給 額	月額 15,220円（支給額は、物価スライドにより改定される場合があります。）								
しん 申 請 時 期	随時								
し 支 給 時 期	2月(11～1月分)、5月(2～4月分)、8月(5～7月分)、11月(8～10月分)								
しん 申 請 手 続	認定請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、下記の申請窓口に提出してください。用紙は、下記の申請窓口に備え付けてあります。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">申請窓口</td><td>京都市にお住まいの方</td><td>区役所（支所）福祉事務所</td></tr> <tr> <td>その他の市にお住まいの方</td><td>市役所</td></tr> <tr> <td>町村にお住まいの方</td><td>町村役場</td></tr> </table>		申請窓口	京都市にお住まいの方	区役所（支所）福祉事務所	その他の市にお住まいの方	市役所	町村にお住まいの方	町村役場
申請窓口	京都市にお住まいの方	区役所（支所）福祉事務所							
	その他の市にお住まいの方	市役所							
	町村にお住まいの方	町村役場							
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市区（町村にお住まいの方は、所管の府保健所）にお問い合わせください。								
び 備 考									

ひとり親家庭の方のために

母子福祉団体小口資金貸付【無利子貸付】

ない 内 容	母子世帯及び寡婦に対し、社会福祉法人京都府母子寡婦福祉連合会が各支会において生活の安定のため必要な小口資金の貸付を行います。
たい 対 象 者	京都府内(京都市を除く。)に居住されている母子家庭の母及び寡婦
し 支 給 額	○生活資金 限度額 50,000円 ○就学資金 限度額 50,000円 ○住宅資金 限度額 50,000円
かし 貸 付 時 期	随時
かし 貸 付 手 続	お住まいの地域の京都府母子寡婦連合会の支会にご相談ください。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、社会福祉法人京都府母子寡婦福祉連合会（TEL075-223-1360）にお問い合わせください。
び 備 考	

おや か ていこうとうしゅくぎょうくんれんそくしんきゅうふ きん し きゅう
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金【支給】

ない 内	よう 容	母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図ります。		
たい 対	しょう 象	しゃ 者	京都府内に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父であり、次の要件を全て満たす方 ①児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にあること。 ②対象資格を取得するため養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。 ③就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。 ※過去に給付金を受給した者については、支給しない。	
し 支	きゅう 給	がく 額	○訓練促進給付金 月額 非課税世帯 100,000円 課税世帯 70,500円 ※修学期間の最後の1年間 非課税世帯 140,000円 課税世帯 110,500円 ○修了支援給付金 養成機関修了後 非課税世帯 50,000円 課税世帯 25,000円	
しん 申	せい 請	じ 時	き 期	○訓練促進給付金 養成機関において修業を開始した日以後随時 ○修了支援給付金 修了日を経過した日から起算して30日以内
しん 申	せい 請	て 手	つづ 続	申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付して、お住まいの地域の府保健所（P.2）に提出してください。 ①支給対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し ②児童扶養手当証書の写し又は前年の所得額等についての市区町村長の証明書 ③訓練促進給付金・・・入校（入所）証明書 修了支援給付金・・・修了証明書の写し
と 問	あわ い	さき 合	せ 先	市にお住まいの方は、各市役所ひとり親家庭支援関係課に、町村にお住まいの方は、各保健所にお問い合わせください。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付【無利子貸付】

	訓練促進資金貸付	住宅支援資金貸付
ない 内 容	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職し有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し貸付を行い、就学を容易にすることにより、資格取得を促進します。	自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し貸付を行い、ひとり親家庭の親の自立促進を図ります。
たい 対 象 者	高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方	京都府内に居住し、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方で、次の要件を全て満たす方 ・児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方 ・母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方
かし 貸 付 額	入学準備金：500,000円以内 就職準備金：200,000円以内	月額40,000円以内 ※貸付期間は原則12ヶ月以内
し 支 給 時 期	入学準備金：貸付決定後、借用証書、印鑑登録証明書の提出後、送金 就職準備金：資格取得合格通知等の写しの提出後、送金	原則として年4回の分割交付となり、支給月の直前3ヶ月分を支給します。 6月：3～5月分 9月：6～8月分 12月：9～11月分 3月：12～2月分
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、以下の書類を添付したうえでお住まいの地域の福祉事務所（P.4）に提出してください。	
	①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書 ②高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し ③連帯保証人の前年の所得を証明する証明書 ④申請者及びその扶養している児童の住民票記載事項証明書（世帯全員分） ⑤入校（入所）証明書（修業している養成機関の長が証明する在籍証明書等） ※④⑤は高等職業訓練促進給付金申請の添付書類の写しで差し支えありません。	①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金住宅支援資金貸付申請書 ②母子・父子自立支援プログラム策定証明書 ③申請者及びその扶養している児童の住民票記載事項証明書（世帯全員分） ④居住している住宅の賃貸借契約書の写し（原則、本人名義に限る。） ⑤連帯保証人の前年の所得証明書（連帯保証人を立てている場合）
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、京都府社会福祉協議会（TEL：075-252-6293）にお問い合わせください。	
び 備 考	要件を満たされた場合は、全額返還免除が受けられます。	